

蒲郡市工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、蒲郡市が発注する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定を行い、もって請負人の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、蒲郡市小規模工事施行要綱（昭和48年4月1日施行）の規定に基づき発注する工事以外の工事について行うものとする。

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、監督職員及び検査職員とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、工事ごとに行うものとする。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき評定者が独立して厳正かつ的確に行うものとする。

3 工事成績の採点は、「工事成績採点表」により行うものとする。

附 則

「工事成績評定基準」は廃止する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。